

尾倉第五地区 小地域福祉活動計画

第一次

2024



2028

みんなが安心して暮らせる
支え合いのまちづくり



ふれあいネットワーク



ごあいさつ

尾倉第五地区社会福祉協議会
会長 前田 賢一

私たちの住む尾倉第五地区は、八幡東区の南部にある皿倉山の山ろくに位置しており、緑が豊かで5月ともなれば木々の新緑が目にも優しく薫風香る閑静な地域です。

一方で住民のみなさんが日常的に通う生活道路は坂道や階段道が多く、地域の見守り活動においては、高齢者が見守ることが負担になっているのが現状です。

地域の特色として、皿倉登山鉄道（株）のケーブルカーやスロープカーにて山頂から見る夜景は2022年に日本新三大夜景の1位になりました。また、近隣の春の町には緑の森に囲まれた地域の氏神様として、「やはた」の地名発祥でもある豊山八幡神社がお祀りされ、2023年10月には創建1400年記念祭が開催されるなど歴史の香る地域でもあります。

福祉活動については、住民同士でお互いに助け合う「ふれあいネットワーク活動」を、自治区会や民児協関係者など地域の福祉関係者と協力しながら進めています。

このような中で、北九州市社会福祉協議会において、私たちの活動をはじめ、各校地区での福祉活動の現状を踏まえた「北九州市地域福祉活動第六次計画（令和3年度～令和7年度）」が策定されました。

この計画では、地域住民が地域の様々な福祉課題を見つけ、その課題を解決していくために、地域福祉関係者、関係機関、団体と役割分担を行いながら、活動を推進するための「小地域福祉活動計画」を策定することが求められています。

これを受けて、私たち尾倉第五地区におきましては、「地域住民の皆さんで助け合い支え合って安心安全なまちづくり」を基本理念に、小地域福祉活動計画を策定し、取り組むことになりました。

この計画は、令和10年度までの5か年計画で、地域の皆さんが安心して暮らせる支え合いのまちづくりを目指して推進したいと考えています。

この計画の実施にあたり、地域の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《目 次》

1. ごあいさつ・目次・・・・・・・・・・1 p
2. 第1章 計画策定にあたって・・・・・・・・2 p
 - 1 計画の性格について
 - 2 計画の期間
 - 3 計画の策定経過
3. 第2章 尾倉第五地区の現状と課題・・・・3 p
 - 1 地域社会の動向【尾倉第五地区のデータ】
 - 2 地域の特性
 - 3 地域の福祉課題
4. 第3章 計画体系・・・・・・・・・・4 p～8 p
 - 1 基本理念
 - 2 基本目標
 - 3 実施項目（体系図）
 - 4 重点実施項目
5. 第4章 計画の推進・・・・・・・・・・9 p
 - 1 関係団体への承認と周知
 - 2 小地域福祉活動計画推進委員会の設置
 - 3 第一次計画の評価と第二次計画の策定

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の性格について

(1) 住民発信の行動計画

この計画は、尾倉第五地区の様々な福祉課題を解決するために、住民の立場で関係機関・団体等が福祉未来像を描き、計画的に活動するための行動計画です。

(2) 小地域の生活を支える計画

この計画は、尾倉第五地区に住む人たちの「安全・安心な生活」を支えることを活動の原点とする計画です。

(3) 北九州市及び北九州市社会福祉協議会・八幡東区社会福祉協議会と協働する計画

この計画は、北九州市及び北九州市社会福祉協議会・八幡東区社会福祉協議会の計画と連携しながら地域福祉活動を進めていく計画です。

(4) 尾倉第五地区社会福祉協議会の活動指針となる計画

この計画は、社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な団体としての方針や発展強化の道筋を明らかにする性格を有する計画です。

2 計画の期間

令和6年度～令和10年度までの5ヵ年とします。
計画の期間中、地域を取り巻く状況に大きな変化があれば、見直しを行います。

3 計画の策定経過

尾倉第五地区では、地域福祉活動に取り組んでいる関係機関・団体等の意見を踏まえ、民間の地域福祉に関する計画を策定するため、尾倉第五地区の小地域福祉活動計画策定・推進委員会を設置しました。



第2章 尾倉第五地区の現状と課題

1 地域社会の動向

【尾倉第五地区のデータ】

2023年3月31日現在

人 口	1,218人	施 設	名 称
世帯数	512世帯	小学校	皿倉小学校
高齢化率	40.8%	中学校	尾倉中学校
福祉協力員数	25人	市民センター	尾倉市民センター
		地域包括支援センター	八幡東2
尾倉第五地区社協の構成地域	・ 帆柱一丁目 ・ 帆柱二丁目 ・ 帆柱三丁目 ・ 帆柱四丁目 ・ 帆柱五丁目 ・ 東台良町		
その他の社会資源等	八幡東警察署、八幡駅前交番 八幡東消防署、八幡東消防団第2分団 製鐵記念八幡病院、八幡尾倉郵便局 尾倉幼稚園、華頂幼稚園、春の町保育園 ふくし生協小規模多機能ほばしら 皿倉放課後児童クラブ、八幡母子寮「わかくさ八幡」 NPO法人帆柱自然公園愛護会 皿倉山登山鉄道		

2 地域の特性

尾倉第五地区は、北部に皿倉小学校、西部に尾倉中学校の中間南部に位置し、山手線バス通りから皿倉山麓までの帯状に広がる斜面にあって、坂道や階段道が多く、また道路が狭い地域です。

かつては斜面地に住宅が林立していましたが、現在では住民の高齢化に伴い空き家と空き地が目立つようになりました。

尾倉第五地区には町内会が所有し運営している集会所が3か所あって、それぞれに福祉活動を行っています。また近くには、尾倉市民センターと天神サブセンターがあり、土砂災害発生時における避難場所となっています。

3 地域の福祉課題（及び小地域福祉活動の課題）

地域にはマンションや市営住宅、また戸建て住宅が混在し近隣住民同士の繋がりが希薄化し、地域の情報が把握しづらくなっています。八幡東区の高齢化率39%を超える40%台を推移し、特に一人暮らしの方や高齢者のみの世帯が多く、見守り活動においても高齢者が高齢者の見守りを行っているのが現状であり、課題でもあります。

第3章 計画体系

1 基本理念「地域住民の皆さんで助け合い支え合って 安心安全なまちづくり」

尾倉第五地区では、子どもから高齢者まで、安心して暮らせるまちづくりを目指していきたいと願っています。

そこで、「地域住民の皆さんで助け合い支え合って安心安全なまちづくり」を基本理念として、計画を推進してまいります。

2 基本目標

【目標1】地域交流活動を通して、顔の見える地域にしよう

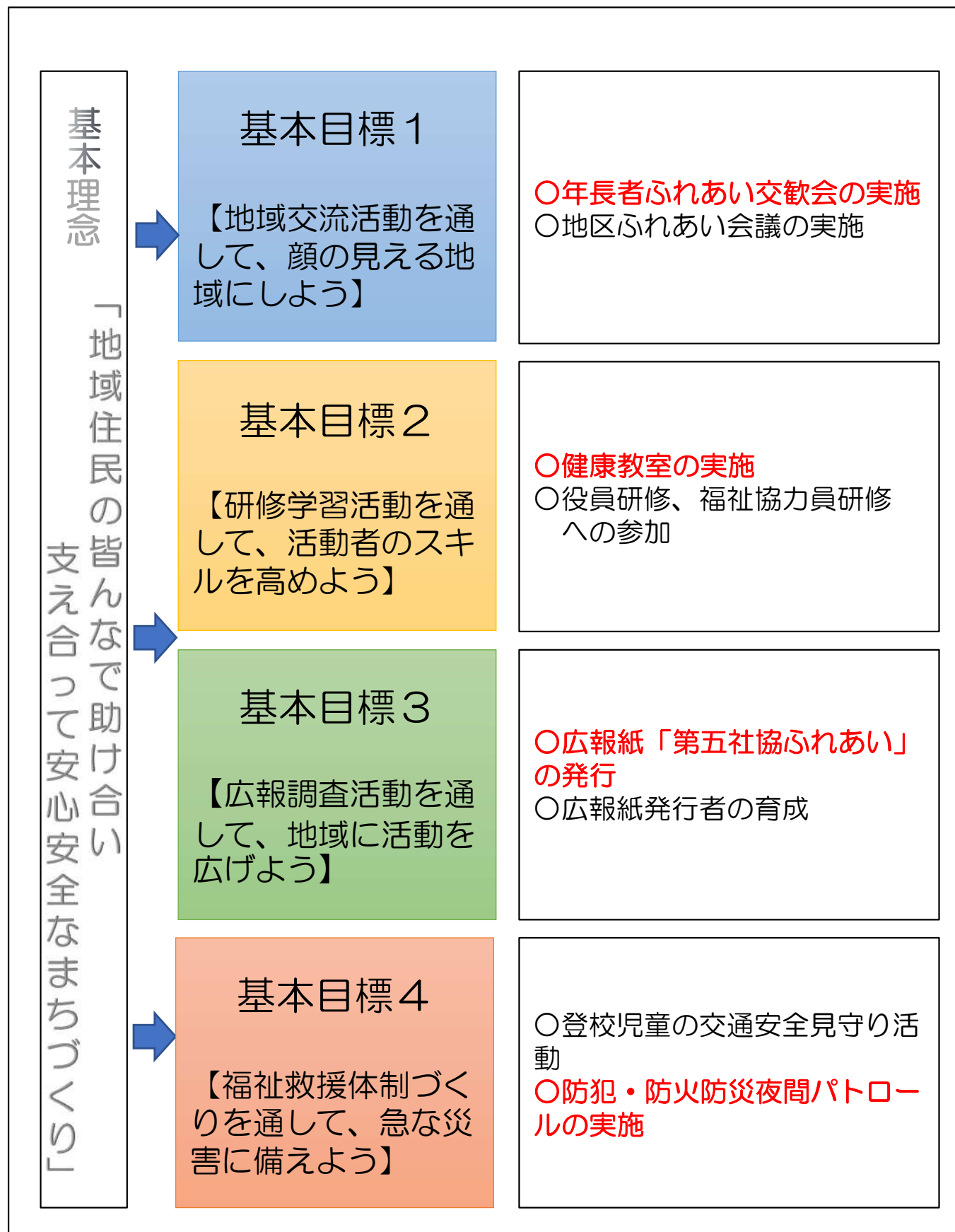
【目標2】研修学習活動を通して、活動者のスキルを高めよう

【目標3】広報調査活動を通して、地域に活動を広げよう

【目標4】福祉救援体制づくりを通して、急な災害に備えよう



3 実施項目（体系図）



4 実施計画（重点実施項目）



重点実施項目 1

【ふれあい交歓会の実施】

1 課題背景及び現状

○高齢化率が高くなっており、地区ではひとり暮らし世帯・高齢者世帯も増加している。また、社会的にも高齢者の孤立・孤独死が大きな問題として取り上げられている。

○見守りが必要な方と見守りをする活動者の比率を考えると、今後は活動者による見守りだけでは、いずれ限界が来ることも考えられる。したがって、近隣住民同士のつながりを強化し、地域住民相互による見守り合いを推進する必要がある。

2 活動の方針・目標

○地域の高齢者との交流と親睦を図る。

○交流を通して見守りを行い、安否確認や困りごと把握につなげる。

3 段階的な取り組みの年次計画

取り組み内容	連携機関	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	備考
実施方法の見直し	自治会 民児協 等	→					連絡調整会議にて実施
参加対象者の見直し	自治会 民児協 等	→					年長者とひとり暮らしの方の参加
協力者の確保	自治会 民児協 等	→					小中学校や法人等に、協力要請
子どもの参加要請	自治会 民児協 等	→					子どもと高齢者のふれあいの場をつくる
参加者同士の交流親睦	自治会 民児協 等	→					参加者同士の親睦を深める

4 実施計画（重点実施項目）

重点実施項目2

【健康教室の実施】



1 課題背景及び現状

○高齢化に伴い、フレイルなど健康等に関する問題が起こる可能性が高くなっていくため、地域で安心して生活が続けられることを目的として、健康に関する情報提供を行う必要がある。

○地域活動者が不足しているため、研修への参加を通して、見守りを行ったり、他の地域活動への参加を案内することで、活動者や理解者を増やしていくことが求められる。

2 活動の方針・目標

○高齢者に対する健康管理や認知症予防、また食生活改善等について研修を実施する。

○研修を地域活動参加へのきっかけとしてもらい、別の活動への参加を呼び掛ける。

3 段階的な取り組みの年次計画

取り組み内容	連携機関	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	備考
連絡調整会議で取組・運営方法等を協議	自治会 民児協	→					
関係機関へ協力要請	区役所 区社協	→					
住民への出席案内	自治会 民児協	→					回覧等にて案内
講演会等の開催	自治区会 市区社協 市民 センター	→					年に2、3回開催

4 実施計画（重点実施項目）



重点実施項目3

【広報紙「第五社協ふれあい」の発行】

1 課題背景及び現状

○社協の活動について、特に若い世代には知られていないことから、参加者の減少等に繋がっている。したがって、活動の周知を行うことで理解者を増やす取り組みが必要となっている。

2 活動の方針・目標

○地区社協年間行事の活動内容や役員紹介等写真を掲載し、活動の周知を行う。

○広報紙の作成・発行を担う人材が不足しているため、新たな人材獲得に向けて取り組みを行う。

3 段階的な取り組みの年次計画

取り組み内容	連携機関	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	備考
広報紙の発行	自治区会 民児協	→					年1回7月に発行
地区社協年間行事内容 の周知	自治区会 民児協	→					
広報紙発行者の育成	自治区会 民児協	→					連絡調整会議にて 意見交換

4 実施計画（重点実施項目）



重点実施項目4

【防犯・防火防災パトロールの実施】

1 課題背景及び現状

○地域の住宅環境（空き家や空き地、また斜面地崖地あり）や日常通る道路は坂道や階段が多い。また山麓に位置している地域には樹木や雑草が茂り、不法投棄も時々見受けられることがある。このような現状を踏まえて防犯・防火防災に対する意識が求められる。更に、昼間は若い方は仕事に出かけ、高齢者と子供たちだけになっているのが現状である。

2 活動の方針・目標

○年間を通して実施される交通安全県民運動期間中に交差点で登校児童の見守り活動を行う。

○パトロールにより、居住する地域のみならず、隣接する地域を含め、尾倉第五地区全体の防犯・防災上の危険箇所を把握し情報の共有と対策を実施する。

3 段階的な取り組みの年次計画

取り組み内容	連携機関	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	備考
連絡調整会議で、取組・時期等を協議	自治会 民児協						会議にて実施状況を報告する
関係機関へ協力要請	消防署 消防団 警察署 区役所等						事前に参加を要請
他団体への参加案内	小中学校 PTA 青少年団体 等						必要に応じて参加を要請
パトロールの実施	自治会 民児協 等						パトロールコースは3コース3班で行う
危険箇所等の周知	自治会 民児協 等						パトロール後に意見交換を行う

第4章 計画の推進

- 1 関係団体への承認と周知
地区社会福祉協議会関係団体への計画の承認と周知を行い、協力依頼をする。
- 2 小地域福祉活動計画推進委員会の設置
計画推進のため、尾倉第五地区福祉活動計画の策定・推進委員会を設置し、計画の進行管理を行う。
- 3 第一次計画の評価と第二次計画の策定
第一次計画の総括評価をし、その結果を踏まえ、第二次計画の策定をする。

第一次尾倉第五地区社協小地域福祉活動計画策定・推進委員会名簿

氏 名	所 属 団 体	役 職
前 田 賢 一	尾倉第五地区社会福祉協議会	会 長
荒 久 田 正 幸	尾倉第五地区社会福祉協議会	副 会 長
井 ノ 上 久 代	尾倉第五地区社会福祉協議会	副 会 長
三 吉 光 子	尾倉第五地区社会福祉協議会	会 計
追 立 敏 正	尾倉第五地区社会福祉協議会	帆 柱 5 、 6 町 会 長
徳 弘 順 子	尾倉第五地区社会福祉協議会	帆 柱 1 町 会 南 長
田 中 愛 啓	尾倉第五地区社会福祉協議会	帆 柱 4 町 会 西 長
尾 崎 博 人	尾倉第五地区社会福祉協議会	帆 柱 2 ア パ ー ト 町 会 長
大 木 満 壽 子	尾倉第五地区社会福祉協議会	東 台 良 町 会 南 長
梅 田 信 子	尾倉第五地区社会福祉協議会	帆 柱 市 営 団 地 町 会 長
福 本 照 子	尾倉第五地区社会福祉協議会	民生委員児童委員

会議開催回数	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目
日 付	R5 年 8 / 17	R5 年 9 / 14	R5 年 10 / 12	R5 年 11 / 16	R5 年 12 / 14



尾倉第五地区社会福祉協議会

【活動拠点】〒805-0059 北九州市八幡東区尾倉一丁目15番2号
尾倉市民センター内
TEL/FAX 093-661-0516

八幡東区社会福祉協議会

〒805-8510 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号 八幡東区役所内
TEL 093-681-6601 FAX 093-681-6013

北九州市社会福祉協議会

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた内
(代表) TEL 093-882-4401 FAX 093-882-3579
(地域福祉部) TEL 093-882-4425 FAX 093-873-1351